

事前開示書面

当社は、令和2年4月13日付新設分割計画に基づき、令和2年5月1日をもって、新たに設立させる会社（以下「設立会社」という。）に、当社のホールシステム事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行うことを予定しておりますところ、会社法803条1項及び会社法施行規則205条に基づき、以下のとおり開示いたします。

1 新設分割計画

別紙のとおり。

2 新設分割に際して交付する株式の数並びに設立会社の資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

（1）設立会社が交付する株式の数について

本件新設分割により、設立会社は、普通株式1万株を新たに発行し、その全てを当社に割当交付します。

当社は、本件新設分割に際して設立会社が発行するすべての普通株式を取得しますので、本件新設分割によるも、当社の純資産には変動がなく、設立会社が交付する株式の数については、当社が任意に定めることができると解されますところ、本件新設分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる設立会社の適正かつ効率的な管理を行ううえで、上記の数をもって相当であると判断いたしました。

（2）資本金及び準備金の額について

設立会社の資本金の額は5000万円、資本準備金は、設立時株主払込資本額から上記資本金の額を控除して得た額とすることといたしました。本件新設分割に際しては、会社計算規則49条の規定に従い、資本金及び資本準備金の額を定めるものと解されます。そこで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、本件新設分割により設立会社が承継する資産等及び設立会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、上記の額をもって相当であると判断いたしました。

3 債務の履行の見込みに関する事項

（1）当社

当社は、設立会社が当社より承継する本件事業に関する権利義務の対価として、設立会社が発行する普通株式の全部の交付を受けることから、本件新設分割により、当社の資産には変動はありません。また、当社の本件新設分割後の事業活動に関して、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ

ろ予想されておられません。よって、本件新設分割後においても、当社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 設立会社

令和2年3月31日現在において、本件新設分割により、設立会社が当社から承継する予定の資産の額は54,063万円、負債の額は2,576万円であり、資産の額が負債の額を上回っています。また、設立会社の本件新設分割以後の事業活動に関して、設立会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されておられません。よって、本件新設分割後においても、設立会社の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

4 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象について

該当するものではありません。

令和2年4月13日

〒483-8555 愛知県江南市古知野町朝日 250 番地

サン電子株式会社

代表取締役 木村 好己 ㊞



新設分割計画書

サン電子株式会社（以下「当社」という。）は、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

（新設分割）

第1条 当社は、当社がホールシステム事業（以下「本件事業」という。）に関して有する第4条に定める資産・負債及び権利義務を、分割により新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に承継させるために、本計画書の定めるところにより、新設分割（以下「本件分割」という。）を行う。

（新設会社の定款で定める事項等）

第2条 新設会社の本店の所在地は愛知県江南市とし、新設会社の目的、商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりとする。

（新設会社の設立時役員等の氏名または名称）

第3条 新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名または名称は、当該各号に定めるところとする。

- （1）設立時取締役 木村 好己 中原 大輔 野村 佳弘
設立時代表取締役 木村 好己
- （2）設立時監査役 玉田 英治

（新設会社に承継する資産・負債及び権利義務）

第4条 本件分割により、新設会社が当社から承継する資産・負債及び権利義務は、別紙2「承継する権利義務明細表」に定めるところによる。

- 2. 当社から新設会社に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとし、両者間の負担割合は、当社：新設会社＝0：100とする。当社がかかる債務の全部または一部を弁済した時は、新設会社は当社の請求に基づき、その弁済額の全部及び弁済に要した費用を当社にただちに支払うものとする。

（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

第5条 新設会社は、本件分割に際して普通株式1万株を発行し、その全てを前条第1項に規定する権利義務に代えて当社に対して交付する。

(新設会社の資本金及び準備金の額等に関する事項)

第6条 新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は、会社計算規則の規定に従い当社が定めた額に基づき次のとおりとし、残余は資本剰余金とする。

(1) 設立時資本金額 5,000万円

(分割期日)

第7条 会社法第924条第1項第1号に基づき当社が定める日(以下「分割期日」という。)は、2020年5月1日とし、同日から2週間以内に新設会社の設立登記を行うものとする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

(競業禁止義務)

第8条 当社は、本件分割の効力発生後において、新設会社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、自ら又はその子会社若しくは関連会社を通じて、本件事業と同一又は類似の事業であって本件事業と競合するものを行ってはならない。

ただし、分割期日において当社アミューズメント事業部が行っている事業(パチンコ/パチスロ機の液晶表示ユニットの企画・開発、各種制御基板のハード及びソフトの企画・開発・OEM供給・受託開発を含むがこれに限られない)は、本条の競業禁止義務の対象には含まないものとする。

(分割条件の変更及び本件分割の中止)

第9条 本契約書作成の日から効力発生日(第7条の定めにより設立登記がなされた日をいい、原則として分割期日と同日とする。)までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

(本計画書の効力)

第10条 本計画書は、効力発生日までに当社の取締役会の承認または法令に定める関係官庁などの承認が得られない場合には、その効力を失う。

(本計画書に定めのない事項)

第11条 本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2020年4月13日

〒483-8555

愛知県江南市古知野町朝日 250 番地

サン電子株式会社

代表取締役社長 木村 好己



別紙 1 定款

株式会社 SUNTAC 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社SUNTACと称し、英文ではSUNTAC INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器、部品の開発、製造、販売、設置工事、保守並びに賃貸
2. コンピューター及び電子機器のソフトウェア、ビデオソフトの開発並びに販売
3. 雑誌及びインターネットによる提供情報の企画、立案、制作
4. インターネットによる情報処理事業、情報提供サービス事業
5. 電子機械装置、発電用設備のリース及びレンタル
6. アミューズメント機器等の購買、製造及び販売
7. アミューズメント機器等の割賦販売
8. アミューズメント機器等のレンタル及びリース
9. アミューズメント関連事業に対するリサーチ業務
10. 上記 1 から 9 までに関連する製品の回収、リサイクル及び古物売買
11. コンサルティング業務
12. 不動産販売、賃貸借、斡旋、管理及び仲介、貸しスペースの経営
13. 貸金業
14. 第二種金融商品取引業
15. 有価証券の保有・売買及び各種債権の売買・委託
16. 前各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県江南市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、4万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡又は取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に別段の定めのある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(議長)

第12条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役複数のときは、その順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。

2. 代表取締役が事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第15条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の

任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 取締役会の決議により、社長1名を選定することができる。

2. 社長は、当会社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会の決議により、取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第20条 取締役会は、法令の別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続き)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合は、監査役が異議を述べたときを除き、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第34条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第7章 附則

(設立時代表取締役)

第35条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住所 三重県桑名市松ノ木二丁目15番地2

設立時代表取締役 木村 好己

(設立時の本店所在地)

第36条 当会社の設立時の本店所在地は、次のとおりとする。

愛知県江南市古知野町朝日250番地

以上

別紙2 承継する権利義務明細表

承継する権利義務明細表

1. 資産、負債及び契約

新設会社は、当社から、以下の本件事業に属する資産、負債及び契約その他これに付随する権利義務を承継する。

なお、対象資産及び対象債務の評価は、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割成立の日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を分割成立の日において、新設会社に承継する。

(1) 資産

①流動資産

I 現預金	50,000,000 円
II 棚卸資産	411,990,655 円

(内訳)

製品	販売・製造部品	合計
104,672,203	307,318,452	411,990,655

III 前払費用	【9,924,200】 円
----------	---------------

(内訳)

取引先名	内容	金額
デル	データセンター保守	5,098,464
JA三井リース	金型リース費用	1,213,630
末沢管財	大阪営業所	288,948
日本駐車場開発	大阪営業所(駐車場)	75,429
日本駐車場開発	大阪営業所(駐車場)	44,000
東福ビル	福岡営業所	270,600
セイワパーク	福岡営業所(駐車場)	75,900
松田不動産	広島営業所	81,500
	小計	7,148,471

取引先名	内容	金額
良和ハウス 綾部不動産	広島営業所(駐車場)	18,700
良和ハウス 綾部不動産	広島営業所(駐車場)	18,700
佐川グローバルロジスティックス	倉庫	1,028,500
サニマックスアルファ	東京営業所	903,275
泉中央不動産	仙台営業所	128,304
泉中央不動産	仙台営業所(駐車場)	24,750
アズーム	東京営業所(駐車場)	192,500
(株)CREA ROSSO	柳川寮	55,000
大和リビング(株)	水上社宅	118,000
東建コーポレーション(株)	北瀬寮	109,000
J Aハートホームサポート	川口寮	54,000
ハウスネット	中原社宅	125,000
小計		2,775,729

②固定資産

I 有形固定資産 【42,109,305】円 (内訳)

項目	残高
建物及び付属設備	11,144,723
工具器具備品	5,204,031
小計	16,348,754

リース資産(車両)

項目	残高
広島2号車 プロボックスバン	1,124,640
広島1号車 プリウス	1,726,450
広島4Q2号車	1,104,192
40仙台1号車 フィールドーHV	1,531,530
40仙台4号車 フィールドーHV	1,503,684
4F福岡2号車 プリウス	1,726,450
40仙台2号車	958,500
40仙台3号車	958,500
4F福岡1号車 プロボックスバン	1,030,920
4G東京4号車 ヴイツ	932,910
小計	12,597,776

項目	残高
4G東京5号車 プロボックスHV	1,598,400
4G東京6号車	810,000
4G東京3号車	1,087,500
4I大阪1号車プロボックスワン	1,231,230
4I大3号車プロボックスワン	1,030,920
4I大阪5号車プリウス	1,683,600
4H名古屋20号車 プリウス	1,601,600
4H名古屋2号車ハイゼットカーゴ	899,200
名古屋8号車 タウンエース	1,684,800
4H名古屋3号車	447,000
合計	12,074,250

リース資産(複合機)

項目	残高
複合機 広島営業所	166,500
複合機 江南事業所	246,000
複合機 大阪営業所	99,000
複合機 東京営業所	192,375
複合機 福岡営業所	151,200
複合機 仙台営業所	233,450
合計	1,088,525

Ⅱ 無形固定資産 【2,038,820】 円

項目	残高
ソフトウェア	2,038,820
小計	2,038,820

Ⅲ 投資その他の資産 【24, 576, 819】 円

(内訳)

種類	銘柄	持株数	簿価
投資有価証券	ジャパンネットワークシステム	10, 000	10, 000, 000
出資金	遊技場自動補給装置工業組合	2	200, 000
出資金	電子認証システム協議会	—	2, 001, 669
出資金	余暇環境整備推進協議会	2	200, 000
出資金	ミドルウェア協同組合	10	10, 000
出資金	合同会社エヌエヌケー	1	10, 000
合計			12, 421, 669

支払先	事業所名	保証金	BS残高
末沢管財	大阪営業所	2, 089, 500	1, 114, 572
日本駐車場開発	大阪営業所(駐車場)	145, 372	145, 372
日本駐車場開発	大阪営業所(駐車場)	86, 400	86, 400
東福ビル	福岡営業所	897, 900	329, 574
松田不動産	広島営業所	480, 000	480, 000
良和ハウス 綾部不動産	広島営業所	34, 000	34, 000
良和ハウス 綾部不動産	広島営業所	34, 000	34, 000
佐川グローバルロジスティックス	佐川グローバルロジスティックス	3, 150, 000	3, 150, 000
ザイマックスアルファ	東京営業所	6, 979, 860	5, 898, 052
泉中央不動産	仙台営業所	306, 180	306, 180
泉中央不動産	仙台営業所	22, 500	22, 500
アズーム	東京営業所(駐車場)	192, 500	192, 500
大和リビング(株)	水上社宅	100, 000	100, 000
東建コーポレーション(株)	北瀬寮	106, 000	106, 000
J Aハートホームサポート	川口寮	156, 000	156, 000
合計		14, 780, 212	12, 155, 150

③その他本事業に必要な一切の資産

(2) 負債（本件事業に関連する一切の負債）

リース債務 【25,760,551】 円

1. 車両

項目	残高
広島2号車 プロボックスバン	1,124,640
広島1号車 プリウス	1,726,450
広島4Q2号車	1,104,192
40仙台1号車 フィールダーHV	1,531,530
40仙台4号車 フィールダーHV	1,503,684
4F福岡2号車 プリウス	1,726,450
40仙台2号車	958,500
40仙台3号車	958,500
4F福岡1号車 プロボックスバン	1,030,920
4G東京4号車 ヴィッツ	932,910
4G東京5号車 プロボックスHV	1,598,400
4G東京6号車	810,000
4G東京3号車	1,087,500
4I大阪1号車プロボックスワン	1,231,230
4I大3号車プロボックスワン	1,030,920
4I大阪5号車プリウス	1,683,600
4H名古屋20号車 プリウス	1,601,600
4H名古屋2号車ハイゼットカーゴ	899,200
名古屋8号車 タウンエース	1,684,800
4H名古屋3号車	447,000
合計	24,672,026

2. 複合機

項目	残高
複合機 広島営業所	166,500
複合機 江南事業所	246,000
複合機 大阪営業所	99,000
複合機 東京営業所	192,375
複合機 福岡営業所	151,200
複合機 仙台営業所	233,450
合計	1,088,525

上記以外の債務は、一切承継しないものとする。

なお、承継予定資産、負債の残高は、2020年3月末の暫定値を記載している。

(3) 承継する契約上の地位

- ①本件事業に関する不動産の賃貸借契約
- ②本件事業に関するリース契約等
- ③本件事業に関する取引基本契約
- ④本件事業に関する組合員としての地位
- ⑤その他本件事業に必要な一切の契約

2. 労働契約上の権利義務

本件事業に従事する当社の従業員のうち、分割成立の日において在籍しているものについては、全員新設会社が引き継ぎ、以後新設会社の従業員として雇用する。当社における勤続年数は新設会社においては通算しないものとする。

3. 許認可

新設会社は、効力発生日において、当社が保有する本件事業に係る許可、認可、承認登録等（一般財団法人保安通信協会その他の業界団体によるものを含む。以下「本件許認可等」と総称する。）のうち、法令上承継が可能であるものを承継する。なお、当社は、本件許認可等のうち法令上承継が不可能なものについて、新設会社が新たに許認可等を取得するために必要な協力を行う。

以上